

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

3 0 問 2 時間 3 0 分

A－1 次の記述は、電波法に定める用語の定義について述べたものである。電波法（第 2 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 「電波」とは、 A 以下の周波数の電磁波をいう。
- ② 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の B を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ③ 「無線局」とは、無線設備及び C を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

	A	B	C
1	3 0 0 0 万メガヘルツ	信号	無線設備の操作
2	3 0 0 万メガヘルツ	信号	無線設備の操作並びにその監督
3	3 0 0 0 万メガヘルツ	音響	無線設備の操作並びにその監督
4	3 0 0 万メガヘルツ	音響	無線設備の操作

A－2 無線局の予備免許を受けた者が、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときに執るべき措置に関する次の記述のうち、電波法（第 9 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第 8 条の予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 電波法第 8 条の予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、電波法第 1 0 条（落成後の検査）の検査に際しその旨を検査職員に申し出てその指示を受けなければならない。
- 3 電波法第 8 条の予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を総務大臣に申請し、その登録を受けなければならない。
- 4 電波法第 8 条の予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、電波法第 1 0 条（落成後の検査）の検査が終了した後に交付される無線局検査結果通知書の所定の欄にその旨を記載しなければならない。

A－3 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第 1 8 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第 1 7 条（変更等の許可等）第 1 項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 A を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者（注 1）又は登録外国点検事業者（注 2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る B を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 C を省略することができる。

注 1 電波法第 2 4 条の 2（検査等事業者の登録）第 1 項の登録を受けた者をいう。
2 電波法第 2 4 条の 1 3（外国点検事業者の登録等）第 1 項の登録を受けた者をいう。

	A	B	C
1	許可に係る無線設備	検査の結果	当該検査
2	当該無線局の無線設備	検査の結果	その一部
3	許可に係る無線設備	点検の結果	その一部
4	当該無線局の無線設備	点検の結果	当該検査

A－4 無線局の免許がその効力を失った場合に執るべき措置に関する次の記述のうち、電波法（第 2 4 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1 箇月以内にその免許状を総務大臣に返納しなければならない。
- 2 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1 0 日以内にその免許状を総務大臣に返納しなければならない。
- 3 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1 箇月以内に再免許申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- 4 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく無線局を廃止した旨を総務大臣に届け出なければならない。

A－5 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、 A と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が B 以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。
- ③ その他の条件として受信設備は、なるべく次の(1)から(4)までに適合するものでなければならない。
- (1) 内部雑音が小さいこと。
- (2) 感度が十分であること。
- (3) 選択度が適正であること。
- (4) C が十分であること。

	A	B	C
1	送信空中線	4ナノワット	周波数安定度
2	受信空中線	4ナノワット	了解度
3	送信空中線	10ナノワット	了解度
4	受信空中線	10ナノワット	周波数安定度

A－6 次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の A からの許容することができる最大の偏差又は発射の B の C からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。

	A	B	C
1	基本周波数	搬送周波数	基準周波数
2	割当周波数	搬送周波数	代表周波数
3	基本周波数	特性周波数	代表周波数
4	割当周波数	特性周波数	基準周波数

A－7 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合しないものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式の記号	電波の型式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	D3C	同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	アナログ信号である単一チャンネルのもの	ファクシミリ
2	F7D	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
3	G1B	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって自動受信を目的とするもの
4	J3F	振幅変調であって低減搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）

A－8 送信装置の周波数の安定のための条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- 2 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外囲の温度又は湿度の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- 3 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の発振回路は、防水機能及び防じん機能を有する絶縁しゃへい体の内に収容しなければならない。
- 4 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A－9 アマチュア局の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第14条、第18条及び第26条並びに別表第4号）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「貴局名は何ですか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち「こちらは」及び自局の呼出符号を送信して、直ちに応答しなければならない。

A－10 次の記述は、アマチュア無線局の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、 **A** 及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
(1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
(2) 通信を行うため **B** であること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、 **C** に掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B	C
1 通信方式	十分なもの	①の(1)から(6)まで
2 電波の型式	十分なもの	①の(1)
3 電波の型式	必要最小のもの	①の(1)から(6)まで
4 通信方式	必要最小のもの	①の(1)

A－11 次の記述は、アマチュア局の無線電話通信の方法について述べたものである。無線局運用規則（第14条、第18条、第30条及び別表第4号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

アマチュア局は、長時間継続して通報を送信するときは、 **A** ごとを標準として適当に **B** を送信しなければならない。

A	B
1 5分	相手局の呼出符号
2 10分	相手局の呼出符号
3 5分	「こちらは」及び自局の呼出符号
4 10分	「こちらは」及び自局の呼出符号

A－12 次の記述は、無線電信通信における誤送の訂正について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第31条並びに別表第1号及び第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句及び略符号を表すモールス符号の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信中において誤った送信をしたことを知ったときは、次の(1)又は(2)に掲げる略符号を前置して、 **A** から更に送信しなければならない。

- (1) 手送による和文の送信の場合は、ラタ
- (2) 自動機（自動的にモールス符号を送信又は受信するものをいう。）による送信及び手送による欧文の送信の場合は、 **B**

A	B
1 誤った語字	・－・ ・――・ －
2 正しく送信した適當の語字	・・・・・・・・
3 正しく送信した適當の語字	・－・ ・――・ －
4 誤った語字	・・・・・・・・

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－13 無線電信通信において次の略符号を表すモールス符号のうち、「こちらは、他の周波数に変更して伝送しましょうか。」を示すQ符号及び問符を表すものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1

――・－

・－・

・・－

・・－――
- 2

――・－

・・・

－・・・

－・・－・
- 3

――・－

・－・

――・・

－・・－・
- 4

――・－

・・・

－・――

・・－――

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－14 無線電信通信において次の略符号を表すモールス符号のうち、「そちらの信号の明りょう度は、非常に良いです。」を示すQ符号を表すものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1

――・－

・－・

――

・――
- 2

――・－

・－・

－・－

・・・・
- 3

――・－

・－・

－・

・――
- 4

――・－

・・・

・－

・・・・

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－15 次の記述は、虚偽の通信を発した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第106条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

自己若しくは他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、無線設備によって虚偽の通信を発した者は、に処する。

- 1

3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
- 2

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 3

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 4

6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

A－16 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せのうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- | | 字句 | モールス符号 |
|---|-----------|-------------------------------|
| 1 | UGWKHOVPD | ・・－――・－――－・－――・・・・――・・・－・――・ |
| 2 | ANRDMSLPH | ・－――・－・－・――・・・・――・・・・ |
| 3 | RFXLAEZQC | ・－・・・－・－・――・－・・・・－・――・――・－・―― |
| 4 | LEUHKITGB | ・－・・・・・・――・・・・――・・・――・――・ |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－17 次の記述は、総務大臣が無線局に対して行うことができる処分について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ①

総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して

A

 の停止を命ずることができる。
- ②

総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、

B

 させなければならない。
- ③

総務大臣は、②により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに①の停止を解除しなければならない。

- | A | B |
|------------|-------------------------------|
| 1 臨時に電波の発射 | 登録検査等事業者（注）を無線局に派遣し、その無線設備を検査 |
| 2 臨時に電波の発射 | その無線局に電波を試験的に発射 |
| 3 期間を定めて運用 | その無線局に電波を試験的に発射 |
| 4 期間を定めて運用 | 登録検査等事業者（注）を無線局に派遣し、その無線設備を検査 |

注 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

A－18 アマチュア無線局の免許人が電波法等(注)に違反した場合に総務大臣が行う命令又は制限に関する次の記述のうち、電波法(第76条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

注 電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分

- 1 総務大臣は、6箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、期間を定めて無線局の空中線電力を制限することができる。
- 3 総務大臣は、期間を定めて無線局の周波数を制限することができる。
- 4 総務大臣は、期間を定めて無線局の運用許容時間を制限することができる。

A－19 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法(第74条及び第110条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、 **A**、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を **B** に行わせることができる。
- ② ①による処分に違反した行為をした者は、 **C** 以下の罰金に処する。

A	B	C
1 有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助	無線局	2年以下の懲役又は200万円
2 人命の救助	無線従事者	2年以下の懲役又は200万円
3 人命の救助	無線局	1年以下の懲役又は100万円
4 有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助	無線従事者	1年以下の懲役又は100万円

A－20 無線局の許可書に関する次の記述のうち、無線通信規則(第18条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- 2 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。
- 3 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信機から 輻射するエネルギーは、他局に有害な混信を生じさせてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。
- 4 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。

A－21 無線通信規則に定める用語及び定義に関する次の記述のうち、無線通信規則(第1条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 「無線通信業務」とは、特定の目的の電気通信のための電波の送信、発射又は受信による業務で、無線通信規則第1条第3節(無線業務)で定義するもの。無線通信規則では、無線通信業務とは、特に示さない限り、地上無線通信業務及び宇宙無線通信業務をいう。
- 2 「アマチュア業務」とは、アマチュア、すなわち、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的に無線技術に興味をもち、正当に許可された者が行う自己訓練、通信及び技術研究のための無線通信業務をいう。
- 3 「宇宙局」とは、地球の大気圏の主要部分の外にあり、又はその外に出ることを目的とし、若しくはその外にあった物体上にある局をいう。
- 4 「アマチュア衛星業務」とは、アマチュア業務の目的と同一の目的で地球衛星上の宇宙局を使用する無線通信業務をいう。

A－22 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局が執るべき措置に関する次の記述のうち、無線通信規則(第15条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨を違反した局の属する国の主管庁に報告する。
- 2 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨を国際電気通信連合に報告する。
- 3 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨をその局の属する国の主管庁に報告する。
- 4 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨を違反した局に連絡する。

A－23 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第50条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、免許証を汚したために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者規則別表第11号様式の申請書に免許証及び写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下2、3及び4において同じ。）に提出しなければならない。
- 2 無線従事者は、本籍に変更を生じたときは、無線従事者規則別表第11号様式の申請書に免許証及び写真1枚並びに本籍の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
- 3 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者規則別表第11号様式の申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
- 4 無線従事者は、氏名に変更を生じたときは、無線従事者規則別表第11号様式の申請書に免許証及び写真1枚並びに氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

A－24 次の記述は、無線通信の秘密について述べたものである。無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の(1)及び(2)の事項を A をとることを約束する。

- (1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。
- (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その B を漏らし、又はそれを C こと。

A	B	C
1 禁止し、及び防止するために必要な措置	内容若しくは単にその存在	公表若しくは利用する
2 予防するために実行可能な措置	内容	公表若しくは利用する
3 予防するために実行可能な措置	内容若しくは単にその存在	他人の用に供する
4 禁止し、及び防止するために必要な措置	内容	他人の用に供する

B－1 アマチュア無線局の電波利用料の徴収等に関する次の記述のうち、電波法（第103条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して30日以内及びその後毎年その免許の日に相当する日（注）から起算して30日以内に、当該無線局の免許の日又は応当日から始まる各1年の期間について、電波法に定める金額を国に納めなければならない。
注 応当日がない場合には、その翌日。以下ア及びオにおいて「応当日」という。
- イ 総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によって、期限を指定して督促しなければならない。
- ウ 総務大臣は、電波利用料を納めなければならない免許人が督促状の期限を超えてこれを納めないときは、6箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。
- エ 免許人は、無線局の運用を6箇月以上休止する旨を総務大臣に届け出たときには、請求により、その休止の期間に係る電波利用料の還付を受けることができる。
- オ 免許人は、電波法第103条の2第1項の規定により電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。

B－2 送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件に関する次の事項のうち、無線設備規則（第20条）の規定に照らし、この規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 整合が十分であること。
- イ 満足な指向特性が得られること。
- ウ 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- エ 移動する無線局の空中線は、実際上起こりうる振動又は衝撃によってもその性能を維持するものであること。
- オ 空中線の近傍にある物体による影響を受けないものであること。

B－3 次の記述は、無線電信通信における試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの符号を順次送信し、更に 聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「VVV」の連続及び自局の呼出符号1回を送信しなければならない。この場合において、「VVV」の連続及び自局の呼出符号の送信は、 を超えてはならない。
- (1) EX 3回
(2) DE 1回
(3) 自局の呼出符号
- ② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 を確かめなければならない。
- ③ ①の後段にかかわらず、アマチュア局にあっては、必要があるときは、 を超えて「VVV」の連続及び自局の呼出符号の送信をすることができる。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 周波数 | 2 周波数及びその他必要と認める周波数 |
| 3 1分間 | 4 3分間 |
| 5 10秒間 | 6 20秒間 |
| 7 1回 | 8 3回 |
| 9 他の無線局から停止の要求がないかどうか | 10 他の無線局の通信に混信を与えないこと |

B－4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せのうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア HNTGHANCU	... - . - - - . - . - .
イ SURNLWNAT	 - . - . - . . - . - . - .
ウ FORTADXIR	. - . - - - . - . - . - . - . . - .
エ GOVEARPTD	- - . - - - - . - . - . - .
オ ZIXSAJLMB	- - . . - - - . - - - . - . - - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B－5 次の記述は、免許等を要しない無線局（注）及び受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 電波法第4条（無線局の開設）第1号から第3号までに掲げる無線局をいう。

総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備が発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が に 障害を与えるときは、その設備の 又は占有者に対し、その障害を するために必要な措置をとるべきことを ことができる。

- | | | | | |
|------------|-------------------|-------|--------|-------|
| 1 継続的かつ重大な | 2 重要無線通信を行う無線局の運用 | 3 運用者 | 4 所有者 | 5 除去 |
| 6 有害な | 7 他の無線設備の機能 | 8 命ずる | 9 勧告する | 10 防止 |

B－6 局の技術特性に関する次の記述のうち、無線通信規則（第3条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 局において使用する装置は、無線通信規則で定める型式及び名称のものでなければならない。
- イ 送信局は、周波数許容偏差及び不要発射レベルを技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持するよう努力するものとする。
- ウ すべての局において使用する装置は、スペクトルの効率的な使用に適する周波数帯幅拡張技術が使用されているものでなければならない。
- エ 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。
- オ 受信局は、関係の発射の種別に適した技術特性を有する装置を使用するものとする。